空き地に繁茂している樹木・雑草について

樹木や雑草が生えたままの土地や空き家は、周辺の生活環境に悪影響（火災の延焼、不法投棄の誘発、病害虫の発生、景観の悪化等）を与えるため、適切に管理してください。

土地管理者の方

- ○ 樹木や雑草の状況などの**定期的な確認**
- ○ 雑草の**刈取りや生えない対応**
- ○ 樹木の**剪定・伐採・根の切取り**
- ○ **相続登記**（土地所有者が亡くなっている場合）

所有者の分からない土地の樹木・雑草でお困りの方

- ○ **環境政策課で相談**を受付し、以下の対応を実施
  - 登記簿等の調査により**所有者等を特定**
  - 土地をきちんと**管理するよう指導**

【問合せ先】高岡市環境政策課
〒933-0951 富山県高岡市長慶寺 640
電話:0766-22-2144　FAX:0766-22-2341